

兵庫県公報

令和元年10月7日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 公文書管理委員会規則（文書課）	1

公布された法令のあらまし

●公文書管理委員会規則（規則第20号）

公文書等の管理に関する条例による公文書の適正な管理に関する事項の調査審議等のために設置する公文書管理委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

規 則

公文書管理委員会規則をここに公布する。

令和元年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第20号

公文書管理委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第17条第5項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 委員会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。